

平成20年度の介護保険料が決定

介護保険第1号被保険者（65歳以上）の平成20年度の介護保険料が決定しましたので、決定通知書を8月上旬に郵送します。

【納付方法】

年金天引きの場合（特別徴収）

年間の保険料額より4、6、8月の納付額を除いた額を10、12、2月の3回の年金天引き（特別徴収）で納付となります。※年金天引き開始は4月、6月、8月、10月開始の方がおられます。
納付書、口座振替で納付の場合（普通徴収）

年間の保険料額を8月から翌年の3月までの8回で納付となります。

※平成20年10月から、年金天引き（特別徴収）開始となる場合は、8、9月の2回のみ納付書、もしくは口座振替で納付となります。

【ご協力をお願いします。】

保険料は、平成19年中の所得等をもとに所得段階を決定しています。ご本人や世帯の方の市町村民税の課税状況や所得等の金額が変わった場合は、所得段階が変わることがあります。また、税制改正に伴う経過措置（激変緩和措置が）平成20年度まであります。

問合先

保険環境課 医療介護保険係

☎65・1097または、

福岡県介護保険広域連合事業課資格管理係

☎092・643・7055まで

段階	対象者	年間介護保険料
1	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方	38,736円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	38,736円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	58,104円
4	本人が市町村民税非課税の方 (世帯の中に市町村民税課税者がいる)	77,472円
5	本人が市町村民税課税で 合計所得金額が200万円未満の方	96,840円
6	本人が市町村民税課税で 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	116,208円
7	本人が市町村民税課税で 合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	135,576円
8	本人が市町村民税課税で 合計所得金額が400万円以上の方	154,944円

こんにちは。
保険料の件で・・・

『ご注意ください!!』

近隣市町村で、介護保険や福祉関係者を名乗るサギ事件が多発しています。また、昨年も介護保険料決定通知書発送後に「保険料の件で」と言つて不審人物が訪問するといった事案が多く報告されています。

【主なサギの手口】

- ・ 介護保険料が未納と言つて現金をだまし盗る。
- ・ 家に勝手に上がり込み、すきを見て室内やバッグなどを物色し現金を盗む。

桂川町役場や介護保険広域連合からの認定調査や保険料徴収で訪問する時は、身分証明書を携帯しておりますので、必ず確認してください。また、介護保険の申請に手数料などはかかりません。

【不審に思われた場合は?】

- ・ 自宅に入れない・あげない!
- ・ その場で現金を支払わない!
- ・ 年金証書など大切なものは見せない!
- ・ 警察(☎110番)または、桂川町役場

保険環境課(☎65・1097)へ連絡する!

など、ご注意ください!!